

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(六件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 防災街区整備事業組合の設立認可……………(都市整備局都市街地整備部防災都市づくり課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 河川予定地の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(一件)……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………

雑報

- 東京都職員共済組合集の招集……………(東京都職員共済組合)……………
- 正誤
- 平成二十八年一月二十九日付東京都告示第百号……………

告示

●東京都告示第千九百四十六号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千九百四十七号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から平成二十九年三月二十一日まで

●東京都告示第千九百四十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量、四級基準点測量、三級水準測量及び出来形確認測量)
- 三 測量の区域 あきる野市牛沼地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十一月三日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千九百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、文京区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 文京区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 文京区後楽一丁目地内
 四 測量の期間 平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千九百五十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区佐賀一丁目及び永代一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十七日から平成二十九年三月十六日まで

●東京都告示第千九百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 足立区、葛飾区及び江戸川区各地内

四 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千九百五十二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間 平成二十八年十二月六日から平成三十三年八月三十一日まで
- 三 施行地区 新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内
- 四 事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目二十五番八号
- 五 設立認可の年月日 平成二十八年十二月六日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが

できる期限

平成二十九年一月四日

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十九年一月四日

平成二十九年一月四日

●東京都告示第千九百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
中央区晴海五丁目五百三番 平成二十八年十一月十五日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千九百五十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西加平二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

